

令和4年度青森県福祉・介護職員処遇改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善を図るため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善支援事業(令和3年度補正予算分)実施要綱(令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が行う福祉・介護職員の賃金改善に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、施設・事業所に対して、令和4年度青森県福祉・介護職員処遇改善事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱4に規定する経費とし、補助金の額は、実施要綱5に規定する額とする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(実施要綱別紙様式2-1)
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(実施要綱別紙様式2-2)

(交付決定)

第4 知事は、補助金の交付申請があった場合は、実施要綱6の規定に基づき、その内容を審査するとともに、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとし、適当と認めなかったときは補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、青森県福祉・介護職員処遇改善事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (3) 実施要綱7（4）に規定する届出内容を証明する資料の保管を行うとともに、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。
- (4) 実施要綱7（6）に規定する場合に該当することとなったときは、特別事情届出書（実施要綱別紙様式4）を知事に提出すること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（補助金の請求、交付方法）

- 第7 補助金は、毎月、別途契約する委託契約に基づき、青森県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から施設・事業所に交付するものとする。
- 2 国保連を通じて交付することができない施設・事業所の補助金の請求は、前項の規定にかかわらず、補助金請求書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

- 第8 規則第12条に規定する実績報告は、令和5年1月31日までに第4号様式に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書
（実施要綱別紙様式3-1）
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）
（実施要綱別紙様式3-2）

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。